

# 大分県議会議員の資産等の公開に係る 報告書記載要領

I	報告書等の概要	P 1
II	記入上の注意事項	P 1
III	提出された報告書の取り扱い	P 1
IV	記載要領・記載例	
	・ 資産等補充報告書	P 2～P 6
	・ 所得等報告書、関連会社等報告書、訂正届	P 7～P 10

令和6年3月  
大分県議会

## I 報告書等の概要

### ○「政治倫理の確立のための大分県議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づく報告書

	名 称	内 容	対象議員
資産 関係	資産等補充報告書 (条例第2条第2項関係)	令和5年中に新たに有することとなった資産等で、令和5年12月31日現在で有しているものを報告する。	全議員 (左記に該当する資産等を有しない議員は提出不要)
所得 関係	所得等報告書 (条例第3条関係)	前年1年間の所得等を報告する。(令和5年1月1日～令和5年12月31日の所得等)	前年1年間を通じて議員であった者(令和5年4月30日から任期が開始した新議員は対象外)
役職 関係	関連会社等報告書 (条例第4条関係)	令和6年4月1日時点で、報酬を得て就いている役職等を報告する。	全議員 (左記に該当する役職に就いていない議員は提出不要)

## II 記入上の注意事項

- ・ ご提出いただく報告書がそのまま閲覧対象となりますので、記入に際して書き損じた場合、修正テープや訂正印を用いることなく、新しい用紙に清書していただきます。
- ・ 書損じや紛失、記入欄不足等により用紙を必要とされる場合は、総務課 総務管理班までご連絡ください。
- ・ 電子申請システム(詳細別紙)及びE-mailでの提出も受け付けます。
- ・ 様式は大分県議会ホームページにも掲載しています。  
(大分県議会 HP トップページ→議員専用(様式集他)→総務管理班関連様式のダウンロード)
- ・ 報告書右肩の日付欄には、提出日を記入してください。

## III 提出された報告書の取り扱い

### ○ 報告書の閲覧方法

- ・ 提出された報告書は、原本が閲覧対象となります。
- ・ 閲覧場所は、議会事務局です。
- ・ 今回ご提出していただく報告書は、令和6年7月1日(月)から閲覧を開始します。  
(閲覧開始日：提出期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日(規程第9条第2項))

### ○ 記載内容の訂正方法

- ・ 閲覧開始後の訂正は、議長あてに訂正届(第5号様式)を提出し、所定の手続き(議長決裁)を終了した後、公開している報告書の原本に直接訂正事項を記入していただくこととなります。訂正届は、報告書の用紙とともに配付しています。  
閲覧開始後に記載内容に誤りがあることが判明した場合は、総務課 総務管理班までご連絡ください。

## IV 報告書記載要領・記載例

### 資産等補充報告書（第2号様式）

- この報告書は、令和5年中に、議員本人が新たに有することとなった資産等で、令和5年12月31日現在有しているものの状況及び価額等を記入して報告するものです。  
新たに有した資産等のみを記入してください。現在有するすべての資産等を記入するものではありません。
- 減少した資産等については報告する必要はありません。
- 1項目でも補充する項目がある場合は、記載すべき資産等がない項目に「該当なし」と記入し、必ず全ページを一括して提出してください。
- すべての項目について記載すべき資産がない場合は、この報告書の提出は不要です。
- 面積、価格等の数字は、最小の桁まで記入してください。
- 数字区切りはコンマ（，）を使用し、小数点（．）と区別できるよう、はっきりと記載してください。

### 1 土地 ～ 3 建物

- ・ 登記の有無を問わず、議員本人が、新たに有することとなったものを記入してください。
- ・ 登記済のものについては、登記簿に記載されている地番ごとに記入してください。  
 ただし、地番が同じで筆がいくつかに分かれている場合は、同一地番をまとめて記入しても結構です。
- ・ 新たに相続により取得した場合は、それぞれの資産の摘要欄に相続による旨を記入してください。
- ・ 共有物については、面積、課税標準額とも全体としてのものを記入し、摘要欄にその持分（例：持分1/2）を記入してください。  
 マンションの土地の場合も全体のものを記入し、摘要欄にその持分（例：持分78/1000）を記入してください。
- ・ **【注意！】「固定資産税の課税標準額」の欄に、誤って「評価額」を記入しないようご注意ください。**  
 （特に「名寄帳兼課税台帳」参照して作成する場合、「固定資産税の課税標準額」と「評価額」を見間違えやすいです）

#### <名寄兼課税台帳の例>

所在地	登記地目	登記地積		(前年)評 価 額	(今年)評 価 額
	課税地目	課税地積		固定資産税課税標準額	固定資産税課税標準額
	国調地目	国調地積		都市計画税課税標準額	都市計画税課税標準額
○○▲▲番	保安林	100	00	2000	2000
	保安林	100	00		

上記の場合、「固定資産税の課税標準額」は「0円」になります。

- ・ 外国にある場合は、課税標準額を記入しなくても構いません。  
(上記6項目は、1土地～3建物に共通する事項です。)
- ・ 2の「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」とは、いわゆる「借地権」のことで田畑、山林等は除かれます。
- ・ 3の「建物」は、登記の有無は問いませんが、登記すべきもの(母屋と主物・従物の関係にある納屋、一時的なプレハブ等は除く。)に限ります。
- ・ 建替えは、建替え後の面積、課税標準額を記入してください。
- ・ 増築は、増築部分についての面積、課税標準額を記入してください。

**[記載例] 1 土地**

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
〇〇県〇〇市△△町123番地 (又は住居表示)	m <sup>2</sup> 123.45	円 654,321	相続
〇〇県〇〇市△△町3-45 (共有の場合)	678.90 ↑ (1戸分全体)	1,234,567 ↑ (1戸分全体)	持分1/2
〇〇県〇〇市△△町5-6-7 (マンション等の場合)	8,901.23 ↑ (マンション全体)	98,765,432 ↑ (マンション全体)	持分78/1000
200 Woodrow Way Atlanta, Georgia U.S.A(外国にある場合)	2,345.67	(記入不要)	

**[記載例] 2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権**

権利の目的となっている土地の所在	面 積	摘 要
該当なし	m <sup>2</sup>	

**[記載例] 3 建物**

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
〇〇県〇〇市〇〇町123番地 (又は住居表示)	m <sup>2</sup> 100.45	円 123,456	相続
〇〇県〇〇市〇〇町3-4-5 (共有の場合)	189.01 ↑ (1戸分全体)	987,654 ↑ (1戸分全体)	持分1/2
〇〇県〇〇市〇〇町5-6-7 家屋番号8-90 (マンション等の場合)	88.77 ↑ (1戸分)	678,910 ↑ (1戸分)	

## 4 預金・貯金

- 「預金」は銀行、信用金庫、信用組合等で取り扱っているもので、当座預金及び普通預金を除き、通知預金、定期預金、定期積金及びその他の預金をいいます。

それぞれ新たに有することとなったものの元金の総額を記入してください。

ゆうちょ銀行で取り扱う郵便貯金等（通常郵便貯金を除く。）もこの欄に記載してください。

- 「貯金」は農協、漁協などで取り扱っているもので、普通貯金を除き、定期貯金、定期積金及びその他の貯金をいいます。

それぞれ新たに有することとなったものの元金の総額を記入してください。

- 新たに有することとなった外国にある預金等については、12月31日現在に円換算した額を新たに有することとなった国内にあるそれぞれの額と合計した額を記入してください。
- 利子を元金に繰り入れる預金等については、繰り入れられた額についてのみ、記入してください。
- 利子は、記入する必要がありません。

### [記載例]

(例) 前回の資産等報告書基準日である令和5年4月30日において100万円あった定期性の預金が、その後満期となり、新たに利息分等を含め120万円の定期性の預金を設定した場所は、120万円と報告する。

預金の総額	1,200,000	円
-------	-----------	---

(例) 前回の資産等報告書基準日である令和5年4月30日において100万円あった定期性の預金に、利息分5万円が元本として組み入れられ、令和5年12月31日において105万円となった場合は、5万円と報告する。

預金の総額	50,000	円
-------	--------	---

## 5 有価証券（金銭信託含む）

- 株券以外の有価証券の種類は「国債証券」、「地方債証券」、「社債券」、「金銭信託」、それ以外を「その他」として区分する。

それぞれの種類ごとに、新たに有することとなった額面金額の総額を記入してください。

「金銭信託」については、新たに有することとなったものの元本の総額を記入してください。

なお、割引金融債、利付金融債等は「社債券」の区分へ、政府保証債、外国・外国法人の発行する証券、放送債権、住宅宅地債権等は「その他」の区分へ記入してください。

- 額面金額のない有価証券については、額面金額欄に記入する必要はありません。
- 手形及び小切手は、記入する必要がありません。
- 「株券」については、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所（証券取引所）に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会（証券業協会）に登録されている株券に限り、新たに有することとなった銘柄及び株数を記入してください。

[記載例] 株券を除く有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
国 債 証 券	該 当 な し 円
地 方 債 証 券	1,000,000
社 債 証 券	100,000
金 銭 信 託	500,000
そ の 他	該 当 な し

株券

種 類	銘 柄	株 数
株	○ ○ 株式会社	3,000 株
	△ △ 株式会社	500
券		

## 6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品

- ・ 売買によって新たに取得したもので、取得価額（取得時の売買価額）が100万円（消費税額を除く。）を超えるものについて記入してください。
- ・ 自動車の種類は、自動車検査証の「自動車の種別」により記入してください。「普通自動車」（排気量2000CCを超えるもの等・3ナンバー）、「小型自動車」（排気量660CCを超え2000CC以下のもの等・5ナンバー）、「軽自動車」（排気量660CC以下のもの等）とし、それ以外（大型特殊自動車、小型特殊自動車等）を「その他」として区分し、記入してください。
- ・ 船舶の種類は、「汽船」、「帆船」（動力機を有しても主として帆をもって運航するものを含む。）とし、それ以外（手こぎ船等）を「その他」として区分し、記入してください。
- ・ 航空機の種類は、「飛行機」、「回転翼航空機」、「滑空機」とし、それ以外（飛行船等）を「その他」として区分し、記入してください。
- ・ 美術工芸品の種類は、「絵画」、「彫刻」、「書」、「陶器」、「磁器」、「漆器」、「ガラス器」、「刀剣」とし、それ以外の美術工芸的価値のあるものを「その他」として区分し、記入してください。なお、宝石、貴金属品、金塊、牛馬、犬猫等は記入不要です。

[記載例] 自動車

種 類	数 量
普 通 自 動 車	該 当 な し
小 型 自 動 車	1
略	

船舶

種 類	数 量
汽 船	該 当 な し
帆 船	1
略	

### 航空機

種 類	数 量
飛 行 機	該 当 な し
略	

### 美術工芸品

種 類	数 量
絵 画	該 当 な し
彫 刻	該 当 な し
書	1
略	

## 7 ゴルフ場の利用に関する権利

- ・ 新たに取得したゴルフ場の名称を記入してください。ただし、譲渡することができるものに限ります。（例えば、名誉会員等議員一代限りのものは記入不要です。）
- ・ リゾートクラブなどの会員権は、記入不要です。

[記載例]

ゴ ル フ 場 の 名 称
○ ○ カントリークラブ
略

## 8 貸付金

- ・ 新たに貸し付けをしたものの額を記入してください。ただし、生計を一にする親族（民法第725条の規定による6親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族をいう。）に対するものは除きます。
- ・ 出資金は、記入不要です。

[記載例]

貸付金の総額	0 円
--------	-----

## 9 借入金

- ・ 新たに借り入れたものの額を記入してください。ただし、生計を一にする親族（民法第725条の規定による6親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族をいう。）からのものは除きます。
- ・ 連帯債務の場合は借入金のうち新たに借り入れた額の全額を記入し、連帯債務でなければ持分の額を記入してください。
- ・ 債務の保証人になっている場合は、記入不要です。
- ・ 相続税等の延滞金は、記入不要です。

[記載例]

借入金の総額	1,000,000 円
--------	-------------

### 所得等報告書（第3号様式）

- この報告書は、前年1年間を通じて県議会議員であった者が、前年1年間（令和5年中）の所得を報告するものです。（令和5年4月30日から任期が開始した新議員は対象外となるため、提出不要です。）
- 所得金額は、確定申告の際の申告書の「所得金額」欄の数字になります。
- 所得金額（収入金額ではなく実際に課税される金額）は最小の桁まで記入してください。
- 数字区切りはコンマ（,）を使用し、小数点（.）と区別できるよう、はっきりと記載してください。
- 所得金額のうち合計して100万円を超える所得種目がある場合は、その「基因となった事実」欄に、その旨を記入してください。  
（例えば、「給与所得」欄では、「基因となった事実」欄に「議員報酬」、「関連会社からの報酬」などと記入する。）
- 「受贈財産の課税価格」欄には、贈与税申告書の課税価格を記入してください。
- 平成28年1月1日に租税特別措置法が改正されたことに伴い、「分離課税」の欄の「株式等の事業・譲渡・雑所得」が「一般株式等の事業・譲渡・雑所得」に、「上場株式等の配当所得」が「上場株式等の事業・譲渡・雑所得」と「上場株式等の利子・配当所得」に改められました。（平成28年1月1日施行）

[記載例] 別添 P 8

### 関連会社等報告書（第4号様式）

- この報告書は、令和6年4月1日現在で報酬（金銭による給付に限る。）を得て、会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に記入してください。報酬の額は問いません。
- 上記に該当するものがない場合は、この報告書を提出する必要はありません。
- 「会社その他の法人」には、条例第4条の規定により法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。

[記載例] 別添 P 9

### 訂正届（第5号様式）

- 各報告書を提出し閲覧開始後、記載事項に訂正がある場合のみ、訂正事項を記入して提出してください。

[記載例] 別添 P 10



所得等報告書

大分県議会議長 殿

大分県議会議員

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得	50,678	
	配当所得		
	給与所得	12,345,678	議員報酬、会社役員報酬
	雑所得	2,468,020	年金、原稿料、講演料
	譲渡所得	3,579,123	ゴルフ会員権の譲渡
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得	5,678,901	マンションの譲渡
	長期譲渡所得	8,901,234	土地の譲渡
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			

受増財産の課税価格	円
-----------	---

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについて、その基因となった事実を記入する。



※ 閲覧開始後報告書の記載事項に訂正が生じた場合に提出

第5号様式(第8条関係)

(提出する日を記入する)

〇〇年〇〇月〇〇日

訂 正 届

大分県議会議長 殿

大分県議会議員 \_\_\_\_\_

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した 〇 〇 〇 報告書を下記のとおり訂正したいので、届け出ます。

記

※ 資産等補充報告書の場合

訂 正 箇 所	訂 正 前	訂 正 後
・ 3 の建物の 床面積の欄の2段目	5 6 . 7 8 m <sup>2</sup>	8 7 . 6 5 m <sup>2</sup>
・ 4 の ( 1 ) の預金の総額	2 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円	2 1 , 3 3 0 , 0 5 5 円